

東京大学における「中国政府派遣大学院生」に対する授業料等の不徴収に関する規則

平成19年3月1日

制定

東大規則第86号

[沿革](#)

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則第35条から第39条までの規定にかかわらず、中国政府派遣大学院生の検定料、入学科及び授業料（以下「授業料等」という。）の不徴収に関し必要な事項を定め、もって東京大学と中国の大学との学生交流の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「中国政府派遣大学院生」とは、中国政府の定める「国家建設高水平大学公派研究生項目実施方法」に基づき中国国外の大学に派遣される者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学への出願時において奨学厚生を担当する理事（以下「担当理事」という。）が別に定める中国国内の大学の修士課程を修了見込みの者又は修士の学位を有し担当理事が別に定める中国国内の大学の博士課程1年次に在籍する者であって、本学の博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程の学生として入学するもの。
- (2) 本学への出願時において担当理事が別に定める中国国内の大学の博士課程に在籍する者であって、本学の特別研究学生となるもの。

(授業料等の不徴収)

第3条 中国政府派遣大学院生からは、授業料等を徴収しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程の学生で標準修業年限を超過した者の授業料等は徴収するものとし、また、特別研究学生で当初の受入予定期間を超過した者の授業料の取扱いは、各研究科等が別に定める。

(報告)

第4条 中国政府派遣大学院生を受け入れた大学院研究科又は教育部は、その実績を毎年3月31日までに総長に報告するものとする。

(事務処理)

第5条 中国政府派遣大学院生の授業料等不徴収に係る事務は、本部奨学厚生課で処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、中国政府派遣大学院生の受入れに関し必要な事項は、担当理事が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月7日から施行する。

## 沿革

東京大学における「中国政府派遣大学院生」に対する授業料等の不徴収に関する規則

## 体系情報

□第7編 経理及び諸料金

## 沿革情報

◆平成19年03月01日 制定

◇平成19年07月01日

◇平成22年03月30日

◇平成23年03月28日

◇平成30年03月29日

◇令和05年03月28日

◇令和06年02月01日